

本学教員の懲戒処分について（お詫び）

本学の教員による学生に対するハラスメントについて、このたび当該教員に対し、懲戒処分を行いました。

本学では、「ハラスメント防止に関するガイドライン」を定めてパンフレットを配布するとともに、人権委員会を設置するなど、良好な教育・研究環境の整備に努めてまいりましたが、このような事態となり、被害を受けた学生および保護者の方や県民の皆様をはじめ関係者の方々の信頼を大きく損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。

大学として、今回の事態を真摯に受け止め、今後、このような事態が発生することがないように再発防止に向けた取組を推進してまいります。

- 1 被処分者 教授
- 2 処分の内容 停職6月
- 3 処分の理由

被処分者は、令和4年8月から令和5年3月にかけて、学生1名に対して、教員という地位を不当に利用し、一方的に好意を伝えて交際関係を迫る、教職員としてあるまじき性的発言や女性蔑視発言を行うなど複合的なハラスメント行為を行った。

これにより、学生に精神的苦痛を与え、学生の修学環境を著しく阻害した。

このことにより、県民の県及び県立短期大学に対する信用を著しく失墜させた。

これらの被処分者の行為は、地方公務員法第33条の信用失墜行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当することから、懲戒処分を行ったものです。

4 再発防止の取組

大学として、今回の事態を真摯に受け止め、今後、このような事態が発生することのないよう再発防止に向け、以下の取組を推進します。

- (1) 教職員、学生に対するキャンパス・ハラスメント防止についての啓発・研修活動として、次の取組を行います。
 - ・ ハラスメントの防止に関する研修会を開催します。
 - ・ ハラスメントの防止に関するガイドラインの見直しを行います。
- (2) キャンパス・ハラスメント防止のための教育・研究指導等の行動指針を作成します。
- (3) キャンパス・ハラスメントを適切に相談しやすい環境の整備・向上として、次の取組を行います。
 - ・ 相談窓口を充実させます。
 - ・ 不安がある学生を対象とした相談・カウンセリングを実施します。
- (4) 被害者に対する適正な配慮の措置（含、二次被害の防止対策）に関する検討を行います。
- (5) 被処分者（行為者）に対して、ハラスメント改善プログラムの受講・報告の義務付け等の措置を行います。
- (6) 懲戒処分の基準を作成します。

令和5年9月25日
鹿児島県立短期大学
学長 飯干 明